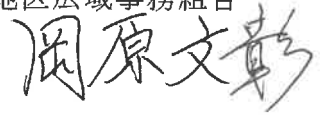


条例公布第1号

地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和6年2月29日

宇和島地区広域事務組合
組合長

Handwritten signature of Takahashi Kenji in black ink, written in a cursive style.

地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例

(宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例（昭和48年条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置) <u>第1条</u> 宇和島地区広域事務組合（以下「組合」という。）に特別養護老人ホーム（以下「ホーム」という。）を設置する。 (名称及び位置) <u>第2条</u> (略) (併設) <u>第3条</u> (略) (定員) <u>第4条</u> 施設（軽費老人ホームを除く。以下同じ。）の定員は、次のとおりとする。</p>	<p><u>(趣旨)</u> <u>第1条</u> この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定に基づき、宇和島地区広域事務組合（以下「組合」という。）の経営する介護保険施設事業の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) <u>第2条</u> _____ 組合 _____ に特別養護老人ホーム（以下「ホーム」という。）を設置する。 (名称及び位置) <u>第3条</u> (略) (併設) <u>第4条</u> (略) (定員) <u>第5条</u> 施設（軽費老人ホームを除く。 _____）の定員は、次のとおりとする。 <u>(経営の基本)</u> <u>第6条</u> 介護保険施設事業（軽費老人ホームを除く。以下同じ。）</p>

は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(重要な資産の取得及び処分)

第7条 地方公営企業法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない介護保険施設事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第8条 地方公営企業法第34条において準用する地方自治法第243条の2の8第8項の規定により介護保険施設事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円を超えるものであるときとする。

(利益の処分等)

第9条 介護保険施設事業において、毎事業年度生じた利益のうち地方公営企業法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金を埋めた後の残額（以下「欠損金補填残額」という。）がある場合において、減債積立金を使用して企業債を償還したとき又は建設改良積立金を使用して建設改良工事を行ったときは、その使用した減債積立金又は建設改良積立金の額に相当する金額（当該金額が欠損金補填残額を超えるときは、欠損金補填残額）

- を資本金に組み入れるものとする。
- 2 欠損金補填残額から前項の規定により資本金に組み入れた金額を控除した後の残額（以下「資本金組入残額」という。）がある場合において、事業年度末日において企業債を有するときは、資本金組入残額の20分の1を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が資本金組入残額の20分の1に満たないときは、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てることができる。
- 3 前項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額があるときは、その残額の全部又は一部を建設改良積立金として積み立てることができる。
- 4 前2項に規定する積立金は、それぞれ次の各号に掲げる目的のために積み立てるものとし、当該各号に掲げる目的以外の用途には使用することができない。ただし、当該目的以外の用途に使用することについて議会の議決を経た場合においては、この限りでない。
- (1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
 - (2) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的
(会計事務の処理)
- 第10条 地方公営企業法第34条の2ただし書の規定に基づき、介護保険施設事業の出納その他の会計事務のうち次の各号に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせることができるものとする。
- (1) 公金の収納又は支払に関する事務
 - (2) 公金の保管に関する事務

(議会の議決を要する負担つきの寄附の受領等)

第 11 条 介護保険施設事業の業務に関し、地方公営企業法第 40 条第 2 項の規定に基づき条例で定めるものは、負担つきの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が 500 万円以上のもの及び法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が 200 万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第 12 条 組合長は、介護保険施設事業に関し、地方公営企業法第 40 条の 2 第 1 項の規定により、毎事業年度 4 月 1 日から 9 月 30 日までの業務の状況を説明する書類を 11 月 30 日までに、10 月 1 日から 3 月 31 日までの業務の状況を説明する書類を 5 月 31 日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11 月 30 日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5 月 31 日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前 2 号に掲げるもののほか介護保険施設事業の経営状況を明らかにするため組合長が必要と認める事項

3 天災その他のやむを得ない事情により、第 1 項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、組合長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(入所者及び利用者)

第5条 (略)

(入所者及び利用者の利用料等の支払)

第6条 (略)

- 2 ホームの入所者 (第5条第1項第1号及び第3号を除く。) は、法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定施設サービス等に要した費用の額とする。) とする。
- 3 老人短期入所施設の利用者 (第5条第2項第1号及び第4号を除く。) は、次の各号に掲げる区分による当該各号に掲げる額とする。
- (1) 第5条第2項第2号に掲げる者 法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。)
- (2) 第5条第2項第3号に掲げる者 法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。)
- 4 デイサービスの利用者 (第5条第3項第1号及び第5号を除く。) は、次の各号に掲げる区分による当該各号に掲げる額とする。
- (1) 第5条第3項第2号に掲げる者 法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用

(入所者及び利用者)

第13条 (略)

(入所者及び利用者の利用料等の支払)

第14条 (略)

- 2 ホームの入所者 (第13条第1項第1号及び第3号を除く。) は、法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定施設サービス等に要した費用の額とする。) とする。
- 3 老人短期入所施設の利用者 (第13条第2項第1号及び第4号を除く。) は、次の各号に掲げる区分による当該各号に掲げる額とする。
- (1) 第13条第2項第2号に掲げる者 法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。)
- (2) 第13条第2項第3号に掲げる者 法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。)
- 4 デイサービスの利用者 (第13条第3項第1号及び第5号を除く。) は、次の各号に掲げる区分による当該各号に掲げる額とする。
- (1) 第13条第3項第2号に掲げる者 法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用

の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。）

(2) 第5条第3項第3号に掲げる者 法第42条の2第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。）

(3) 第5条第3項第4号に掲げる者 法第115条の45の3第2項に基づき、厚生労働省令により第1号通所事業を実施する町の長が算定した費用の額。ただし、第1号通所事業のサービスの提供を受けるデイサービスが所在する町の規定を適用する。

(4) 第5条第3項第6号に掲げる者 愛南町との委託契約による額

5 登録ヘルパー派遣事業所の利用者（第5条第4項第1号及び第4号を除く。）は、次の各号に掲げる区分による当該各号に掲げる額とする。

(1) 第5条第4項第2号に掲げる者 法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。）

(2) 第5条第4項第3号に掲げる者 法第115条の45の3第2項に基づき、厚生労働省令により宇和島市長が算定した費用の額

（その他の利用料及びその他の費用の額）

第7条 (略)

の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。）

(2) 第13条第3項第3号に掲げる者 法第42条の2第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。）

(3) 第13条第3項第4号に掲げる者 法第115条の45の3第2項に基づき、厚生労働省令により第1号通所事業を実施する町の長が算定した費用の額。ただし、第1号通所事業のサービスの提供を受けるデイサービスが所在する町の規定を適用する。

(4) 第13条第3項第6号に掲げる者 愛南町との委託契約による額

5 登録ヘルパー派遣事業所の利用者（第13条第4項第1号及び第4号を除く。）は、次の各号に掲げる区分による当該各号に掲げる額とする。

(1) 第13条第4項第2号に掲げる者 法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。）

(2) 第13条第4項第3号に掲げる者 法第115条の45の3第2項に基づき、厚生労働省令により宇和島市長が算定した費用の額

（その他の利用料及びその他の費用の額）

第15条 (略)

<p>(利用料の軽減)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>別表第 1 (第 7 条関係)</p> <p>(略)</p> <p>別表第 2 (第 7 条関係)</p> <p>(略)</p> <p>別表第 3 (第 7 条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>(利用料の軽減)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第 17 条 (略)</p> <p>別表第 1 (第 15 条関係)</p> <p>(略)</p> <p>別表第 2 (第 15 条関係)</p> <p>(略)</p> <p>別表第 3 (第 15 条関係)</p> <p>(略)</p>
---	--

(宇和島地区広域事務組合特別会計設置条例の一部改正)

第 2 条 宇和島地区広域事務組合特別会計設置条例(平成元年条例第 14 条)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条の規定により準用する同法第 209 条第 2 項の規定により、次に掲げる特別会計を当該目的のため設置する。</p> <p>介護保険____事業<u>特別会計</u> 介護保険適用事業</p>	<p>(設置)</p> <p>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条の規定により準用する同法第 209 条第 2 項の規定により、次に掲げる特別会計を当該目的のため設置する。</p> <p>介護保険<u>施設事業</u>____会計 介護保険適用事業</p>

(宇和島地区広域事務組合介護保険施設整備基金条例の廃止)

第 3 条 宇和島地区広域事務組合介護保険施設整備基金条例(平成 21 年条例第 2 号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(宇和島地区広域事務組合特別会計設置条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例による改正前の介護保険事業特別会計の令和5年度の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。